

# 平塚市 定期報告の対象建築物・建築設備等 一覧表

## 1. 定期報告の対象となる「特定建築物」(定期報告対象建築物) 1

	対象用途	規模等
(1)	劇場 映画館 演芸場	当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 主階が1階にない場合 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
(2)	観覧場(屋外観覧場は除く。) 公会堂 集会場	当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
(3)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) 旅館、ホテル 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) 寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。) 就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの 2 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所 3	当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 4 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
(4) 5	体育館 博物館 美術館 図書館 ボーリング場 スキー場 スケート場 水泳場 スポーツの練習場	当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合
(5)	百貨店 マーケット 展示場 キャバレー カフェー ナイトクラブ バー ダンスホール 遊技場 公衆浴場 待合 料理店 飲食店 物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)	当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
1 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの。 2 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。 3 利用者の就寝の用に供するものに限る。 4 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。 5 学校に附属するものを除く。		

## 2. 定期報告の対象となる「建築設備」

種別	対象
機械換気設備 空気調和設備 機械排煙設備 非常用照明装置	定期報告対象建築物に設けられた建築設備

### 3. 定期報告の対象となる「防火設備」

種別	対象
防火設備	定期報告対象建築物に設けられた防火設備 以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡超の建築物に設けられた防火設備 ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・就寝用途の児童福祉施設等 外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。

### 4. 定期報告の対象となる「昇降機」「遊戯施設」

種別	対象
昇降機 観光用エレベーター 観光用エスカレーター 遊戯施設	全て（住戸内のもの及び労働安全衛生法に基づく検査証の交付を受けたものを除く。）

### 5. 定期報告の時期について

- (1) 建築物、建築設備及び防火設備の報告時期は、「4月1日から10月31日まで」となります。
- (2) 昇降機、遊戯施設の報告時期は、「検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月」となります。
- (3) (1)及び(2)共に、毎年報告する必要があります。
- (4) 報告を行う場合の調査・検査は、その報告の日前1月以内に行ったものとしてください。

### 6. 定期報告書の提出について

- ・平塚市では、定期報告に関する業務を「一般財団法人神奈川県建築安全協会」へ委託しています。このため、提出は、一般財団法人神奈川県建築安全協会へお願いします。

住所：〒231-0004 横浜市中区元浜町3丁目21番2号 ヘリオス関内ビル

電話番号：045-212-4511（特定建築物、建築設備等）

045-212-4519（昇降機等）

- ・平塚市建築指導課に直接提出する場合は、事前予約制としていますので、下記連絡先へお問合せください。

#### 【注意事項】

- 1 郵送での提出は受け付けていませんので、窓口へ直接ご提出ください。
- 2 提出時は受け付けのみとなります。報告書の内容に不備がある場合は、再度窓口までお越しいただき、訂正等の対応をお願いいたします。
- 3 報告済証の発行を希望される方は、一般財団法人神奈川県建築安全協会へご提出ください。

### 7. 定期報告の様式について

- ・定期報告書様式のダウンロードは、一般財団法人神奈川県建築安全協会 HP よりお願いします。  
 一般財団法人神奈川県建築安全協会アドレス <https://kkak.jp/>

**お問い合わせ 平塚市まちづくり政策部建築指導課**

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号（本館6階）

電話：0463-20-8860（直通）

Eメール：kenshi@city.hiratsuka.kanagawa.jp

FAX：0463-21-9769